

事務連絡
平成19年8月15日

PFI事業担当者各位

内閣府 民間資金等活用事業推進室

PFIに関するアンケートのお願い

1. アンケートの趣旨

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づいて設置されている民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)においては、平成18年2月27日付けで公共施設等の管理者等の皆様に対し行ったPFIに関するアンケート(参考資料2参照)の結果を踏まえ、本年6月29日の第14回PFI推進委員会において、VFM(Value For Money)に関するガイドラインの一部改定及びその解説、並びにPFI事業実施プロセスに関するガイドラインの一部改定(審査方法、総合評価)を行ったところです。

今回、平成20年8月に前回のPFI法改正から3年目の節目を迎えるにあたって、PFI推進委員会において、同法に基づく事業に対する国等の取り組み状況を検証したうえで、今後のPFIのあるべき展開方向や、PFIを一層効果的に活用するために対応すべき課題について、総合的に検討することになりました。検討を行うにあたり、PFI事業を実施している方々のニーズを把握するため、事業実施主体(公共施設等の管理者等)からアンケートを行うこととされたところです。

2. 本アンケートの活用方法

PFI推進委員会において今後の議論を行う際のご参考にしてまいりたいと考えております。したがってアンケートの回答結果につきましては、総合部会での使用を想定しております。部会提出の資料は原則的に公開しておりますので、部会提出の際にはご回答された団体名が特定されないよう十分配慮した形にしたいと存じます。いずれにいたしましても皆様のニーズを十分踏まえた形で今後の議論が行われることができればと考えておりますので、よろしくご協力方お願い申し上げます。

3. ご記入にあたって

本アンケートは、平成18年2月27日付で行った自由記入方式のアンケートに対し多数有益なご回答をいただいたことに鑑み、基本的には、その際の様式を踏襲しつつ、VFMガイドラインの一部改定に係わる総合部会での議論の中で、事業のそれぞれの段階ごとに個別に見ていくべきとの議論もあったことから、以下のような内容と致しました。

各事業実施主体で課題となった(なっている)点及び国で検討すべきと考える課題について、PFI事業全般に関しお聞きする部分と、総合部会での議論を踏まえPFI事業実施の各段階ごとにお聞きする部分の2つに分かれています。前者については、例えばVFM評価、

ファイナンスなど、個別の段階にかかわらない課題についてご回答ください。また後者については、例えば平成 18 年 11 月の関係省庁連絡会議幹事会申合せで示された対話方式の具体的な進め方、標準的な事業契約の必要性、モニタリング実施方法等、各段階ごとの課題についてご回答ください。また、特にそれぞれの課題のうち早急に検討を行うべきものと考えられるものについては、その旨併せてご記入下さい。なお、参考資料として、第 14 回総合部会（6 月 15 日）での各委員のご意見概要その他の資料を添付しておりますので、ご参照ください。

回答は平成 19 年 8 月 31 日（金）までにメール又はFAX(03-3581-9682)でご返送下さいますようお願い申し上げます。

4. 参考資料について

ここに掲げられているガイドラインの一部改定及びその解説等につきましては、詳細は内閣府ホームページ中の以下の部分をご参照ください。

- (1) 「VFM に関するガイドラインの一部改定及びその解説」及び「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」改定の公表について[PDF 形式:194kB]

<http://www8.cao.go.jp/pfi/pdf/190702gkaitei.pdf>

- (2) PFI 関係省庁連絡会議幹事会申合せ「PFI 事業に係る民間事業者の選定及び協定手続について」[PDF 形式:70KB]

<http://www8.cao.go.jp/pfi/pdf/181127kanjikai.pdf>

【お問い合わせ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室

担 当：大友

T E L：03-3581-9680（直通）

F A X：03-3581-9682

E-mail：nobuhiro.ootomo@cao.go.jp

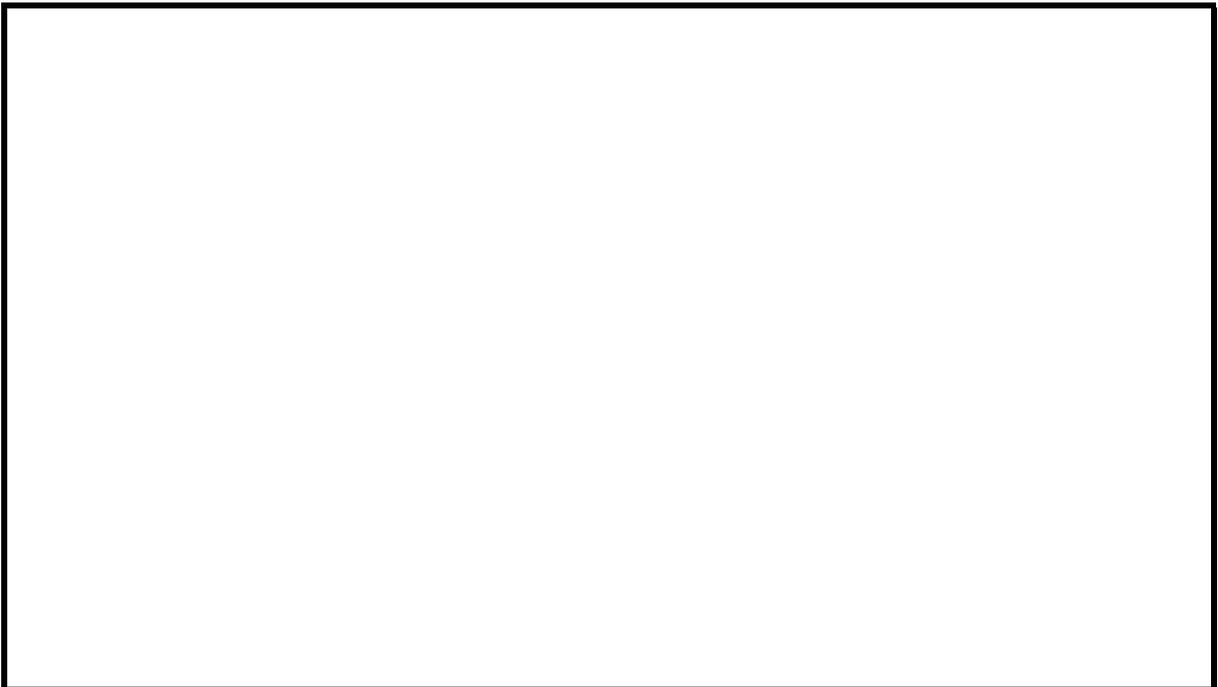
P F I に関するアンケート

問1 PFI事業実施に当たり課題となった(なっている)点につきまして、ご自由にご記入下さい。

(複数の課題についてご記入頂いても構いません。また問2と重複しても構いません。)

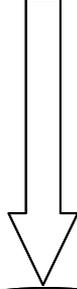


問2 国で検討すべきと考える課題につきまして、検討課題項目とその理由等につきましてご自由にご記入下さい。

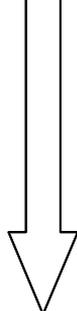


問3 上記の他、PFI事業実施のそれぞれの段階について、課題、ご要望、ご提案等をご記入下さい。

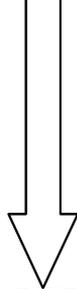
実施方針公表前



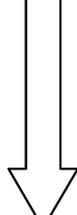
実施方針公表後
入札公告前



入札公告後
提案書提出前



提案書提出後
落札者決定前

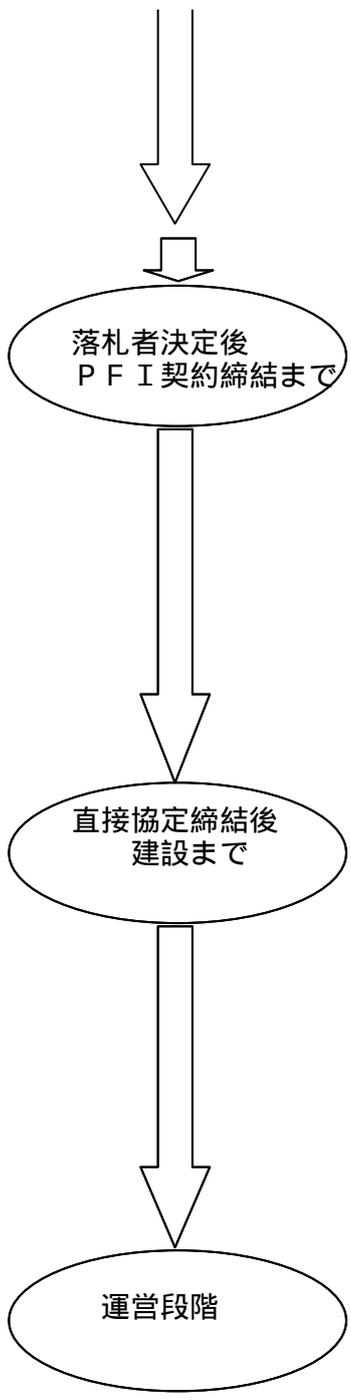


課題	
国への要望	

課題	
国への要望	

課題	
国への要望	

課題	
----	--



国への要望	
-------	--

課題	
国への要望	

課題	
国への要望	

課題	
国への要望	

問4 その他、上記以外のご要望、ご提案等ございましたらご自由にご記入下さい。

--

ご協力ありがとうございました。

恐れ入りますが、ご回答者のご氏名、担当部署名などをご記入ください。

貴団体名	
ご記入者ご氏名	
ご担当部署名	
直通電話番号	
直通FAX番号	
E-mailアドレス	

今後の検討事項に関するフリーディスカッションにおける各委員の意見
(平成 19 年 6 月 15 日総合部会)

A 委員

防災分野における P F I の導入

B 委員

以下の点につき検討が必要

事業者選定方式

行政財産の活用（公物関連法との関係等）

契約等の標準化（モデル契約の作成等）

民間事業者の形態（グループで応募する必要性の有無等）

ファイナンス（S P C に対する債権の流動性の向上等）

V F M

C 委員

実務の慣行を制度改善につなげる仕組み等（規範のレベルアップ、標準化の促進、直接契約等市場の努力により改善されたものについての知見の共有等）

D 委員

要求水準書の明確化等（落札後の交渉の減少させるための要求水準のあり方、対話のあり方、モニタリングとの関連等）

E 委員

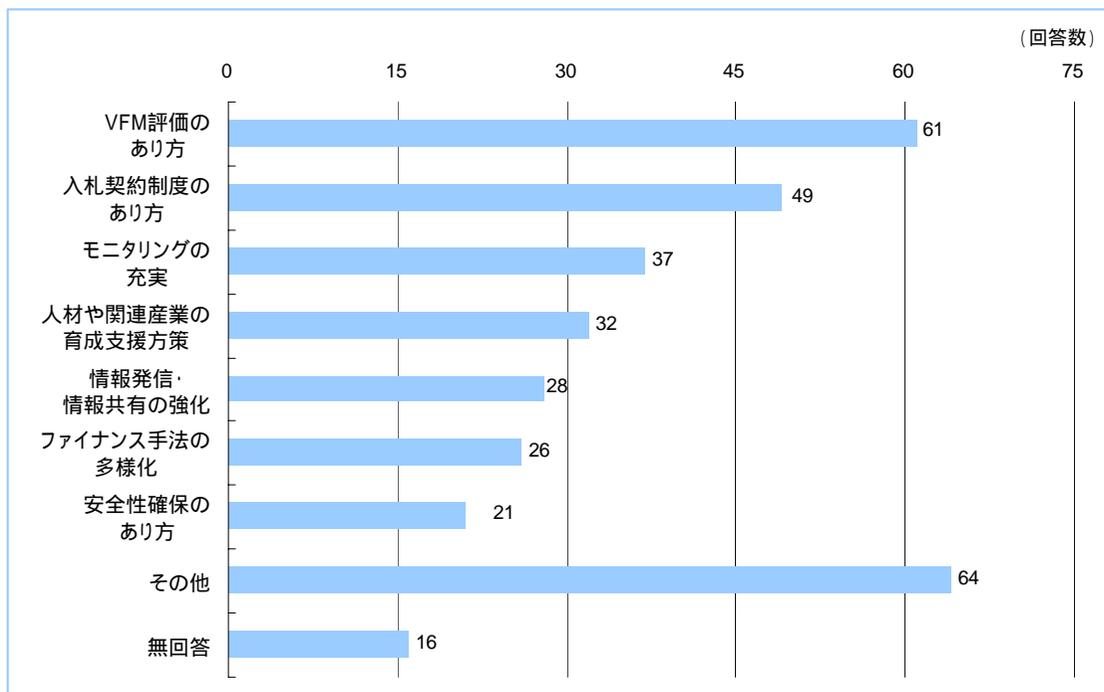
リスクマネジメントを実現するためのマニュアル等の必要性

リスク等の情報を包括的に収集するための仕組みの必要性

トランザクションコスト等の調査の必要性

前回アンケートの結果と現在までの P F I 推進委員会・内閣府等の取組状況

前回アンケートの結果（事業実施主体（公共施設等の管理者等）
が国で検討すべきと考えている課題）



（注） 1．出所「内閣府アンケート調査（平成 18 年 3 月）」
2．調査対象となった P F I 事業実施主体
（公共施設等の管理者等）数は 148（複数選択式）

現在までの P F I 推進委員会・内閣府等の取組状況

【VFM 評価のあり方】

19 年 6 月 「VFM (Value For Money) に関するガイドラインの一部改定及びその解説」
公表

【入札契約制度のあり方】

18 年 11 月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会
議幹事会申合せ「PFI 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについ
て」

19 年 6 月 「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」改定の公表

【モニタリングの充実】

内閣府において委託調査実施

【情報発信・情報共有の強化】

18 年 12 月 「PFI アニュアルレポート（平成 17 年度）」公表

【ファイナンス手法の多様化】

18 年 8 月 第 12 回総合部会へ報告「「PFI 事業における金融に関する調査」について」

【安全性確保のあり方】

内閣府において委託調査実施

「VFM (Value For Money)に関するガイドライン(平成13年7月27日)の一部改定及びその解説」
(平成19年6月29日)のポイント

【VFMの本質的な課題の整理】

1. VFMは**効率性の議論**であり、その事業を行うべきか否かの基準ではなく、**PFIで行うべきか否かを判断する基準**であることを再認識すべき。
2. VFMの評価に当たっては、**VFMの源泉は何か**ということを今一度明確に認識し、それらを**どのように向上させていくのか**につき議論すべき。
3. VFMの評価の在り方については、VFMの源泉の評価をPFI事業選定のプロセスの流れの中でとらえ、**段階ごとに順次評価を詳細化することとすべき**であり、このような観点から見たとき、**VFM評価における導入可能性調査の役割は重要**。

VFMガイドライン

(—VFM評価の基本的な考え方
1 VFMとは) **に明文で位置付け**

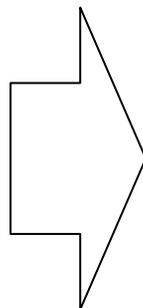
【実務的な課題の整理】

公共施設等の管理者等から要望が多い、
「**割引率の設定方法**」、「**PSCの算出根拠**」、「**PFI事業のLCCの算出方法**」
について解説。

VFMガイドラインの
解説として整理

「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(平成13年1月22日)改定(平成19年6月29日)のポイント

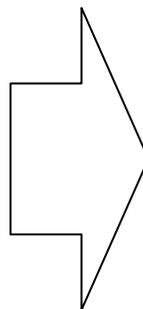
審査委員会による審査方法について見直すべきとの意見



【審査方法】

1. 専門性の高い審査事項について、**専門家による審査等**、適切な審査プロセスの確保
2. 審査の効率性・実効性を確保するため、**十分な審査時間の確保**、応募者による**事業提案の要約版**提示等

平成17年のPFI法改正により、事業者選定における総合評価方式が原則に。



【総合評価】

プロセスガイドラインにおいても、事業者選定における**総合評価方式が原則**